

冤罪 鈴鹿殺人事件

加藤映次さんは犯人ではない！

守られていない裁判の鉄則 警察が描いたストーリーで有罪にされた！

刑事裁判の鉄則は、「疑わしきは被告人の利益に」

刑事裁判においては検察に有罪立証の責任があります。その内容は合理的な疑いをさしはさむ余地がないことが求められており、弁護側は立証に不備があることを指摘すれば事足りるというものです。

有罪立証が不十分な際には、無罪にななければなりません。ところが日本の刑事裁判は99.97%という異常に高い有罪率になっており、国際的にも批判を浴びています。「推定無罪」ではなく、まさに「推定有罪」という状況です。

鈴鹿殺人事件でも、この原則が守られておらず、犯人とする直接的証拠が無い

にもかかわらず、裁判所は加藤映次さんに懲役17年の判決を下しました。

さらに被告人を有罪にするためなら、検察はすべての証拠の提出の必要はなく、無罪を示す証拠を隠していいことになっています。さらにこの事件では証拠の捏造や改ざんまで疑われています。

鈴鹿殺人事件の控訴審では、加藤映次さんのアリバイの可能性も無視しました。

加藤映次さんは犯人ではありません。異常ともいえる日本の刑事裁判の中で、無罪を勝ち取るために、お力を貸してください。

連絡先 〒496-0862 愛知県津島市城山町1-15

鈴鹿殺人事件・加藤映次さんを守る会

ホームページ <http://enzai.main.jp/>

加藤さんも無罪を訴えてブログを開設しています。

<http://eiji-enzai.blog.jp/> 加藤映次、冤罪と闘っています、拘置所NOW！ 2018/2

公正判決を求める署名にご協力!
ただける方は左記までご連絡を

【鈴鹿殺人事件】とは、2012年11月13日に鈴鹿市山本町で発生した事件で、会社役員の辻元彦（当時38歳）さんが何者かによって後頭部を殴打されて殺害されました。

事件現場はお茶畑の広がるのどかな山村の一軒の住宅の離れです。

母屋に住む母親が、息子が起きてこないことを不審に思い、父親と合鍵でドアを開けたところ、遺体を発見しました。

共同経営者の加藤映次さん（当時34歳）が事件直前に訪問していたとして、逮捕・起訴されました。

この事件では加藤さんが犯行を犯したとする直接的な証拠は一切ありません。

それにもかかわらず、警察は不十分な捜査のままに、加藤さんを犯人と決め付け、検察も疑問を挟みませんでした。

しかし、調べれば調べるほど多くの疑問が解決のできない状況で、まったくまともな科学的捜査がおこなわれたとはいえないものとなっています。もちろん加藤さんの「自白」はありません。

この事件は津地裁における最長（67日間）の裁判員裁判として審理され、懲役17年の有罪判決が言い渡され、名古屋高裁で控訴棄却。現在は最高裁で審理が続いています。

ミステリーともいえる疑問の残されたこの事件、ぜひとも関心を持ってください。犯人でないものが罰せられないよう、ご支援くださるようお願ひいたします。

解決できない4つの疑問

●ゴミ箱はどこへ行ったの？

加藤映次さんは交友のあった女性の供述で、スーツを着替え捨てるように指示したことになっています。

加藤さんは、事件当夜、交際相手と豊明市の公園で廃棄などの詳細な打合せをしたとされています。この交際相手の供述が、加藤さんの犯行を裏付けるものとなりました。

その際に、車のゴミ入れの中身を、公園のゴミ箱に捨てたと供述がありましたが、市に確認すると「公園のゴミ箱は何年も前に撤去されていた」事が判明しました。

捨てられないはずのゴミ箱にゴミを捨てた、交際相手の供述は信用できるのでしょうか？



●アリバイが消されちゃった？

事件の犯行時刻は午前10時40分過ぎと決め付けられています。

しかし被害者のスマホには11時34分にメールがあり、その後、既読になっています。

加藤さんはその時間は現場から離れており、もどって来ることは不可能でした。すると既読にしたのは被害者か犯人ではないでしょうか。裁判では検察は、捜査官が既読にしたと主張しています。加藤さんのアリバイを消しておいて、犯人と主張することが許されるでしょうか？

控訴審では弁護側の反論を許さず、結審てしまいました。



●密室のカギが加藤さんの車から発見された？

警察が加藤さんを犯人とした決め手は、加藤さんの車の中から被害者宅のドアの鍵が発見されたからです。

ところが検察官が提出したカギの証拠の写真が、裁判所に提出された現物とは明らかに違うものであるとの鑑定が出されました。加藤さんが犯人だとしたら、カギを残しておく必要はなかったはずです。捜査機関がカギを車に隠したことが疑われています。



●加藤さんの衣服や車から血痕は出なかった

殺害現場には被害者の血液が広く飛散していました。

犯人は相当の返り血を浴びていたはずです。

しかし加藤さんの身体・スーツ・車・持ち物からは血痕は見つかっていません。加藤さんが犯人であれば、必ず車から血液反応が出なければおかしいのです。



ほかにもたくさんある疑問点

これ以外にも、加藤さんは事件当日の夕刻、新規採用の面接をおこなうなど、日常と同様の行動をとっています。

警察は犯行時間は20分程度としていますが、犯行現場には流逝しすらなく、血痕を洗い流すなどの行為はできない状況でした。またカギ束からドアのカギのみを取り外しており、そこにも血痕・指紋はありませんでした。一刻も早くその場を立ち去りたい犯人の行動としても不自然です。

検察の主張は、合理的な疑いを取り除くまでの有罪立証ができるものではありません。

いまこそ司法は「推定無罪」原則の立場に立ち返るべきです。